

大和市告示第194号

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月26日

大和市長 大 木 哲

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成22年大和市告示第16号）の一部を次のように改正する。

別表第36号中「大和市下鶴間1506番地4」を「大和市中心林間九丁目27番13号先」に改め、同表第58号中「大和市下鶴間1608番地先」を「大和市中心林間八丁目3番1号先」に改め、同表第176号中「大和市下鶴間1520番地先」を「大和市中心林間九丁目19番1号先」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年10月9日から施行する。